

石綿を含む廃棄物の処理体系

<産業廃棄物>

《特別管理産業廃棄物》 廃石綿等

- 工作物に用いられる材料から除去された吹付け石綿、石綿を含む保温材、断熱材及び耐火被覆材
- 建築物から除去された吹付け石綿、石綿を含む保温材、断熱材及び耐火被覆材

↓
ストック量 数十万トン
4.0万t/年発生(H20)
3.8万t/年発生(H21)

特別管理産業廃棄物の処理基準 (廃棄物処理法施行令等)

- こん包する等飛散防止措置をとること
- 他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと
- 廃石綿等である旨及び注意事項の表示を行うこと
- 溶融、無害化処理による処分
- 埋立処分を行う場合、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化後、耐水性の材料で二重こん包すること
- 一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること

石綿含有産業廃棄物の溶融施設
(都道府県・政令市許可)
○1,500度以上で溶融
○飛散防止措置

埋立処分
(管理型)

石綿含有産業廃棄物

- 石綿スレート等の外装材、床タイル等

【工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの】

↓
ストック量 4000万トン
(100万トン/年 以上発生)

産業廃棄物の処理基準 (廃棄物処理法施行例等)

- 飛散防止措置をとること
- 他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと
- 溶融、無害化処理による処分
- 中間処理としての破碎禁止
- 一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること

無害化処理施設
(大臣認定)
○内容、者、施設の基準
○認定の手続き、廃止等の手続

再生/埋立処分(安定型又は管理型)

<一般廃棄物>

石綿含有一般廃棄物

- 日曜大工によって排出された石綿スレート等の外装材等

【工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの】

↓
(数トン/年 発生)

一般廃棄物の処理基準 (廃棄物処理法施行例等)

- 飛散防止措置をとること
- 他の廃棄物と区分して収集、運搬、積替え、保管を行うこと
- 集じん設備により確実にダスト除去する中間処理
- 一定の場所で分散しないように埋立処分し、覆土すること

※石綿含有家庭用品については通常の処理で飛散等の問題が生じないことを確認

ごみ処理施設

再生/埋立処分(安定型又は管理型)